

平成 23 年 2 月 15 日

国土交通省自動車交通局技術安全部 環境課 御中
技術企画課 御中
自動車検査法人 業務部 業務課 御中
軽自動車検査協会 業務部 御中
技術部 御中

社団法人日本自動車車体工業会 改造自動車取扱い検討委員会
一般社団法人日本自動車工業会 技術管理部会

自動車の新車新規検査等における消音器等の改造有無の記載対応について

国土交通省自動車交通局技術安全部長通達「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和 50 年 11 月 12 日付け自車第 708 号、自公第 163 号）が平成 22 年 2 月 5 日付け国自環第 244 号により一部改正され、改正後の同通達記 6.において、原動機、動力伝達装置、消音器の改造を行う場合であって、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合の新車新規検査（新車予備検査を含む。以下「新車新規検査等」という。）時の対応が新たに追加されました。

先般、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課から新車新規検査等の際に加速走行騒音値に影響する改造であるかをより明確にする為に、係る改造の有無を情報提供されたいとのご依頼を頂きました。

本件については、平成 23 年 3 月以降、以下の通り順次対応いたしますのでよろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- (1) 上記通達に定める原動機、動力伝達装置、消音器の改造等を行った自動車において、加速走行騒音値に影響する改造を行う場合は、新車新規検査等の際に提出する検査参考資料（「新規検査等届出書」、「改造概要等説明書（主要諸元比較表）」等をいう。以下同じ。）の所定の箇所（新規検査等届出書は備考欄、改造概要等説明書は裏面下段余白部、その他のものは適切な箇所とする。以下同じ。）に、「消音器・原動機等の改造有」と記入するとともに、上記通達による所定の加速走行騒音試験結果を表す書面（注）を提出する。
- (2) また、(1) 以外の場合は、検査参考資料の所定の箇所に「消音器・原動機等の改造無」と記入する。
- (3) 上記(1)及び(2)の取扱いは、新車新規検査等時において、乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車は対象外とする。

（注）改造後の消音器について、後付消音器の性能等を確認する機関の登録規程（平成 20 年国土交通省告示第 1534 号）中 2 の登録を受けた機関が性能等の確認を行った後付消音器に表示される性能等確認表示であって、その末尾に「S」が付されたものが表示されているものは、提出書面は必要ないものとする。ただし、原動機又は動力伝達装置の改造であって、加速走行騒音値に影響する改造を伴う場合を除く。

以上